

# 社会福祉法人日高町社会福祉協議会 居宅介護支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人日高町社会福祉協議会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

## (運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4 事業の運営にあたっては、日高町地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 上記のほか、「和歌山県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」を遵守する。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人日高町社会福祉協議会（居宅介護支援事業所）
- (2) 所在地 和歌山県日高郡日高町大字小中1308番地

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人日高町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所（以下、本所）に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務  
事業所における介護支援専門員

## (管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従業員の管理、本事業の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員3名以上 常勤3名以上（うち1名管理者と兼務）

#### (介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、指定居宅サービス事業者、介護保険施設などとの連絡調整等を行う。

(3) その他の補助職員 利用者及び業務の状況に応じて配置する。

(補助職員の職務) 管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

#### (営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、本会の就業規則に準じて定めるものとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、国民の休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分とする。

(3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

#### (居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 本所の相談室及び事務室

(2) 使用する課題分析票の種類 居宅サービス計画ガイドライン、  
MD S-HC方式など

(3) サービス担当者会議の開催場所 本所の会議室、利用者自宅、他事業所等  
(当該利用者の同意を得て、テレビ電話等通信機器活用する場合もあります)

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低1ヶ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ隨時訪問する。

#### (通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、日高町の区域とする。

#### (利用料等)

第8条 利用料は介護報酬の告示上の額とする。

2 交通費は無料とする。ただし、通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費について、その都度利用者等と協議し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

3 その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

4 その他、利用料等について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額又は免除することができる。

(緊急時における対応方法)

第9条 介護支援専門員等は、利用者の居宅に訪問中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して市町村や国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、市町村または国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための指針の整備
  - (2) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(身体拘束)

第15条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 本事業の社会的使命を充分認識し、常に職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 繼続研修 年 4回
- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定めるものとする。

(付則)

この規程は平成12年 4月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成13年 4月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成14年 4月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成18年 4月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成19年 4月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成19年 7月 1日から施行する。

(付則)

この規程は平成27年 6月 1日から施行する。

(付則)

この規程は令和1年 7月 1日から施行する。

(付則)

この規程は令和 1 年 9 月 1 日から施行する。

(付則)

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。